

## 平成30年度浜松市認証保育所利用者補助金について

この補助金の対象施設は、浜松市内の認証保育所のみとなります。認証保育所以外の認可外保育施設、企業、病院の職員向けの事業所内保育施設等は対象外となります。

## 1 補助対象児童及び補助金額、補助対象経費

- ア 補助対象児童：浜松市内の認証保育所に入所している0～2歳の児童のうち、2の交付要件を全て満たす必要があります。
- イ 補助金額：入所児童1人につき月額20,000円を上限とします。保育料の納付額が入所児童1人につき月額20,000円を下回る場合は、保育料の納付額が補助金額となります。
- ウ 補助対象経費：認証保育所へ納付している保育料のみが対象となります。  
(給食費やおやつ代、その他の利用料金については補助対象経費となりません。)
- ◆なお、浜松市の待機児童は、ほとんどが0～2歳の児童となっています。この助成制度は、保護者の保育料の負担を軽減するとともに0～2歳の待機児童の解消も目的としているため、3歳以上の児童は対象となりません。

## 2 交付要件

補助金を受けるには、下記の全ての要件を満たしていることが必要です。

※補助金の基準日は各月初日（1日）となります。

- ア お子さんが浜松市に住んでいる（住民登録している）こと（認証保育所在籍時）
- イ お子さんの年齢が平成30年4月1日前日現在で3歳未満であること  
(平成27年4月2日以降に生まれた子)
- ウ お子さんが各月初日に浜松市内の認証保育所に在籍していること（認証保育所在籍時）
- エ お子さんの保護者が、就労・就学（1か月あたり64時間以上）、求職活動（連続した90日間を限度）、疾病等によりお子さんの保育を必要とする状況にあること（認証保育所在籍時）※1
- オ 保護者が市税（「市・県民税」、「軽自動車税」、「固定資産税」）の滞納をしていないこと※2
- カ 保護者が認証保育所の保育料の滞納をしていないこと
- キ お子さん本人が教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、認可保育園）及び地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所）に入園していないこと（認証保育所在籍時）
- ク 保護者が認可保育園の保育料の滞納をしていないこと（以前認可保育園に入所していた場合）
- ※1 補助金を申請される予定の保護者は就労、疾病等を証する書類が必要となりますので認証保育所へ入所後、速やかに提出してください。
- ※2 市税を分割納付している場合でも、本来の納期限を過ぎている場合には補助金は交付されません。「市税納付確認同意書」の提出により市税を確認した結果、申請月の20日時点以前で納期限が到来している全ての市税のうち滞納がある場合には、補助金は交付されませんのでご注意ください。（納付のタイミングによっては確認できない場合がありますので、期限に余裕をもって納付ください。）

【参考】申請月の20日時点

1期	2期	3期
平成30年7月20日（金）	平成30年11月20日（火）	平成31年3月20日（水）

## 3 申請に必要な書類

※いずれの書類もお子さん1人につき1枚ご用意ください。

- ① 「浜松市認証保育所利用者補助金交付申請書兼実績報告書」
- ② 「浜松市認証保育所在籍証明書兼保育料納付証明書」
- ③ 「市税納付確認同意書」
- ④ 「暴力団排除に関する誓約書」
- ⑤ 「請求書」

※申請書類は申請時期が近づいた際に入所している認証保育所から配付します。申請時期になる前にお子さんが認証保育所を退所される場合は、退所される前に認証保育所から申請書類を受け取ってください。

#### 4 支払方法及び支払時期

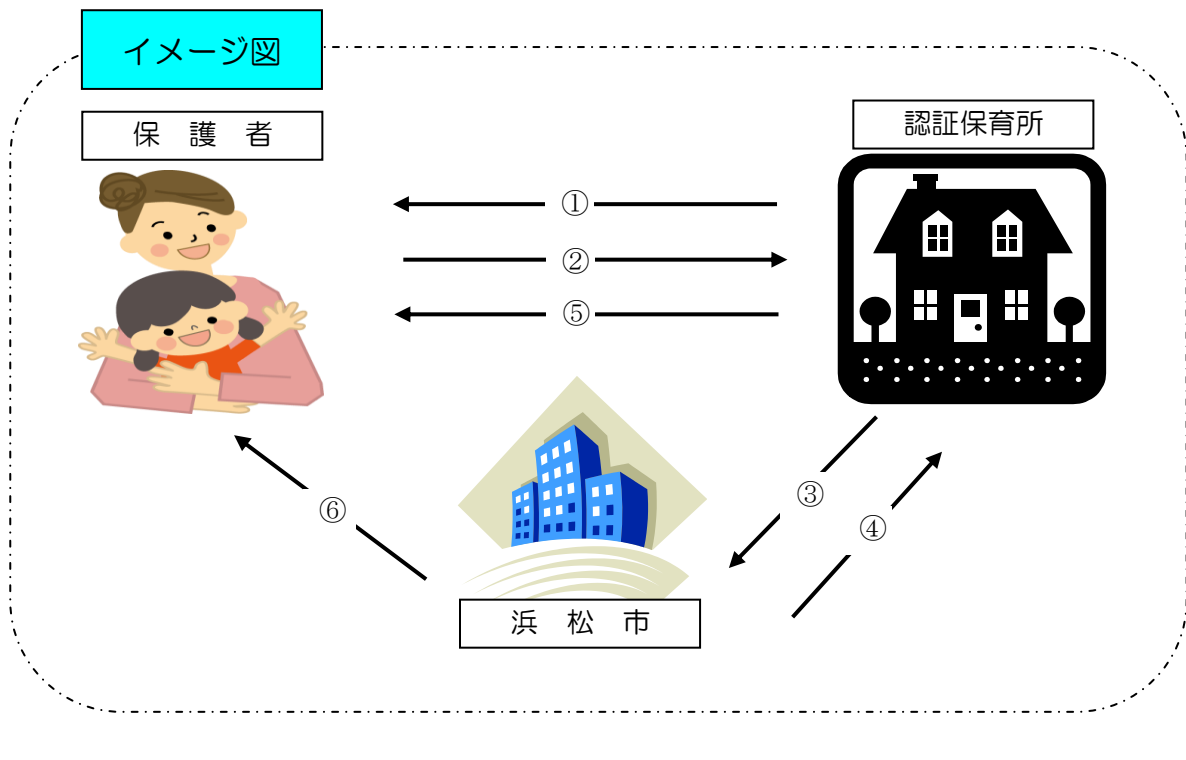
補助金は指定された口座へ振り込みます。なお、支払い時期は下記のとおりですが、手続き等により多少変更となる場合があります。

	1期	2期	3期
対象月	平成30年4月～7月	平成30年8月～11月	平成30年12月～平成31年3月
支払時期	平成30年9月末	平成31年1月末	平成31年5月末

#### 5 補助金の申請から振り込まれるまでの手順

- ①申請書類の受け取り：保護者は入所している認証保育所から申請書類を受け取ります。
- ②申請書類の提出（保護者から施設へ）：保護者は入所している認証保育所へ申請書類の提出をします。
- ③申請書類の提出（施設から市へ）：認証保育所は保護者から受け取った申請書類を市へ提出します。
- ④審査：市は認証保育所から提出された保護者の書類を確認し、交付、不交付の決定をし、決定通知書を認証保育所へ送付します。
- ⑤決定通知書の受け取り：保護者は認証保育所から交付又は不交付の決定通知書を受け取ります。  
 交付の場合は、「交付決定通知書兼交付確定通知書」  
 不交付の場合は、「不交付決定通知書」及び申請の際にご提出いただいた「請求書」  
※不交付となった保護者には補助金のお支払いはできません。
- ⑥補助金の交付：市は請求書に記載された口座へ補助金を振り込みます。

※年度途中で認証保育所を退所された場合は手順が異なります。詳細は幼児教育・保育課へお問い合わせください。



認証保育所利用者助成事業に宝くじの収益金の一部が活用されています。



## 【浜松市認証保育所利用者助成事業 Q&A集】

**Q1** 就労している場合で補助金をもらうための要件を教えてください。

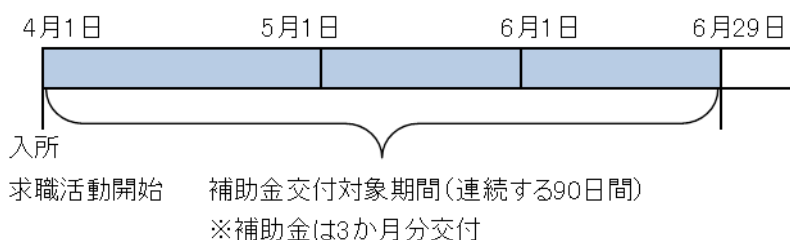
**A1** 1か月あたり64時間以上の就労により保育を必要とする状況であることが要件となります。  
 なお、就労状況等の確認は認証保育所へご提出された就労証明書等により行います。

**Q2** 夫は働いていますが私（妻）は現在、働いていません。認証保育所に子どもを預けて求職活動を行い就職する予定ですが補助金はもらえますか。

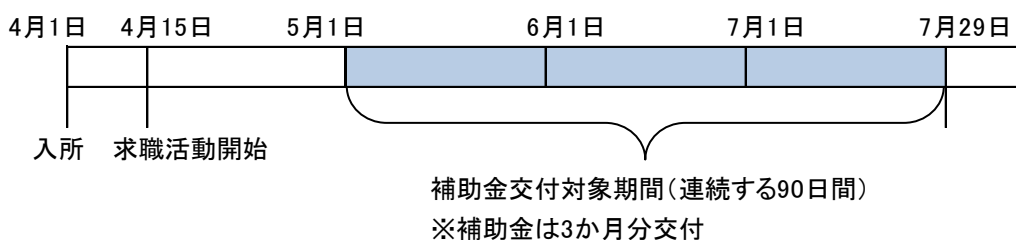
**A2** 求職活動を継続的に行っている場合は、連続した90日間（年度内に1回）を限度に補助金の交付対象となります。

なお、各月初日を補助金の交付要件の基準日としているため、月の初日に児童が認証保育所に入所しており、かつ、保護者が求職している状況である場合に、その月の初日から連続する90日間が補助金交付対象期間となります。

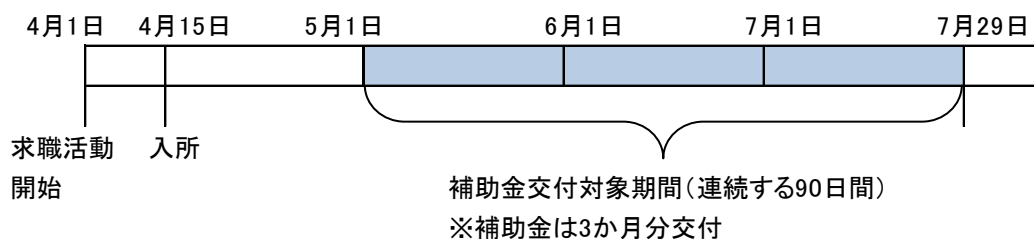
（例1）4月1日に入所し、4月1日から求職活動を開始した場合  
 →4月～6月の3ヶ月分は交付対象（7月1日時点で就労していない場合、7月分からは交付対象外）



（例2）4月1日に入所し、4月15日から求職活動を開始した場合  
 →5月～7月の3ヶ月分は交付対象（8月1日時点で就労していない場合、8月分からは交付対象外）



（例3）4月1日から求職活動を開始し、4月15日に入所した場合  
 →5月～7月の3ヶ月分は交付対象（8月1日時点で就労していない場合、8月分からは交付対象外）



Q3 月の途中から入所した場合や、月の途中から仕事を開始した場合は、いつから補助金の交付対象になりますか。

A3 各月初日を補助金の交付要件の基準日としているため、補助金の交付対象となるのは以下のとおりとなります。

(例1) 4月1日から仕事を開始し、4月15日に入所した場合 →5月から交付対象

(例2) 4月1日に入所し、4月15日から仕事を開始した場合 →5月から交付対象

Q4 幼稚園在園児が幼稚園の春・夏・冬休み期間に認証保育所に預けた場合や認可保育園在園児が認可保育園の保育時間後に認証保育所に預けた場合も補助金の対象となりますか。

A4 1ページ目の「2 交付要件」のうち、「キ お子さん本人が教育保育施設（認定こども園、幼稚園、認可保育園）及び地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）に入園していないこと」を満たしていないため、対象となりません。

Q5 子どもが認証保育所に入所していますが、5月15日で3歳になります。3歳になったら補助金はもらえなくなりますか。

A5 補助金を受けることができるお子さんは、1ページ目の「2 交付要件」のうち、「イ お子さんの年齢が平成30年4月1日前日現在で3歳未満であること」を満たす、平成27年4月2日以降に生まれたお子さんです。この場合、4月1日時点は2歳のため、平成30年度中は補助金の交付対象となります。

Q6 5月15日で3歳の誕生日を迎えた子どもが6月1日から認証保育所に入所しました。補助金はもらえますか。

A6 A5と同様に補助金を受けることができるお子さんは「平成30年4月1日前日現在で3歳未満」のお子さんです。この場合、4月1日前日時点は2歳のため、平成30年度中は補助金の交付対象となります。

その他、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課

TEL 053-457-2118

FAX 053-457-2039